



# 和歌山市公報

令和8年（2026年）7月1日  
第1826号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【規則】

番号	ページ
55 和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（消防総務課）	2

### 【告示】

249 公示送達（令和7年度介護保険料納入通知書（特別徴収）及び令和8年度（令和7年度分）介護保険料納入通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	3
250 和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の規定による補助基準額・・・・・・・・・・・・・・・・（保健対策課）	4
251 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・（障害者支援課）	5
252 住居表示の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	6

### 【公告】

○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・（地籍調査課）	9
○ 市有財産（土地）売却の一般競争入札・・・・・・・・（住宅管理課）	10

### 【消防局訓令】

6 和歌山市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（消防総務課）	12
---	----

和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月1日

和歌山市長 尾 花 正 啓

**和歌山市規則第55号**

和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

和歌山市消防吏員服制規則（昭和42年規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表防火帽の部しころの款色の項中「救助隊用」の次に「（兼務を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和8年7月1日揭示済）

**和歌山市告示第249号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和7年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	
令和8年度 （令和7年度分）	介護保険料納入通知書	令和8年度第1期の納期は、 令和8年7月11日に変更する。

（別紙省略）

（令和8年7月1日揭示済）

和歌山市告示第250号

和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年規則第36号）第23条の規定により次のとおり補助基準額を告示する。

令和8年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

補助基準額は、次の表の検査区分欄に掲げる区分に応じ、同表の基準単価欄に定める額とする。

検査区分		基準単価
初回検査	間接撮影	506円

(令和8年7月1日揭示済)

和歌山市告示第251号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1496	あしたデイズ	和歌山市東蔵前 丁4 ファース トビル402	保育所等訪問支援	設定なし

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
太陽商事株式 会社	神奈川県川崎市川崎区桜本1丁目 16番28号	令和8年7月1日	令和14年6月3 0日

(令和8年7月1日揭示済)

**和歌山市告示第252号**

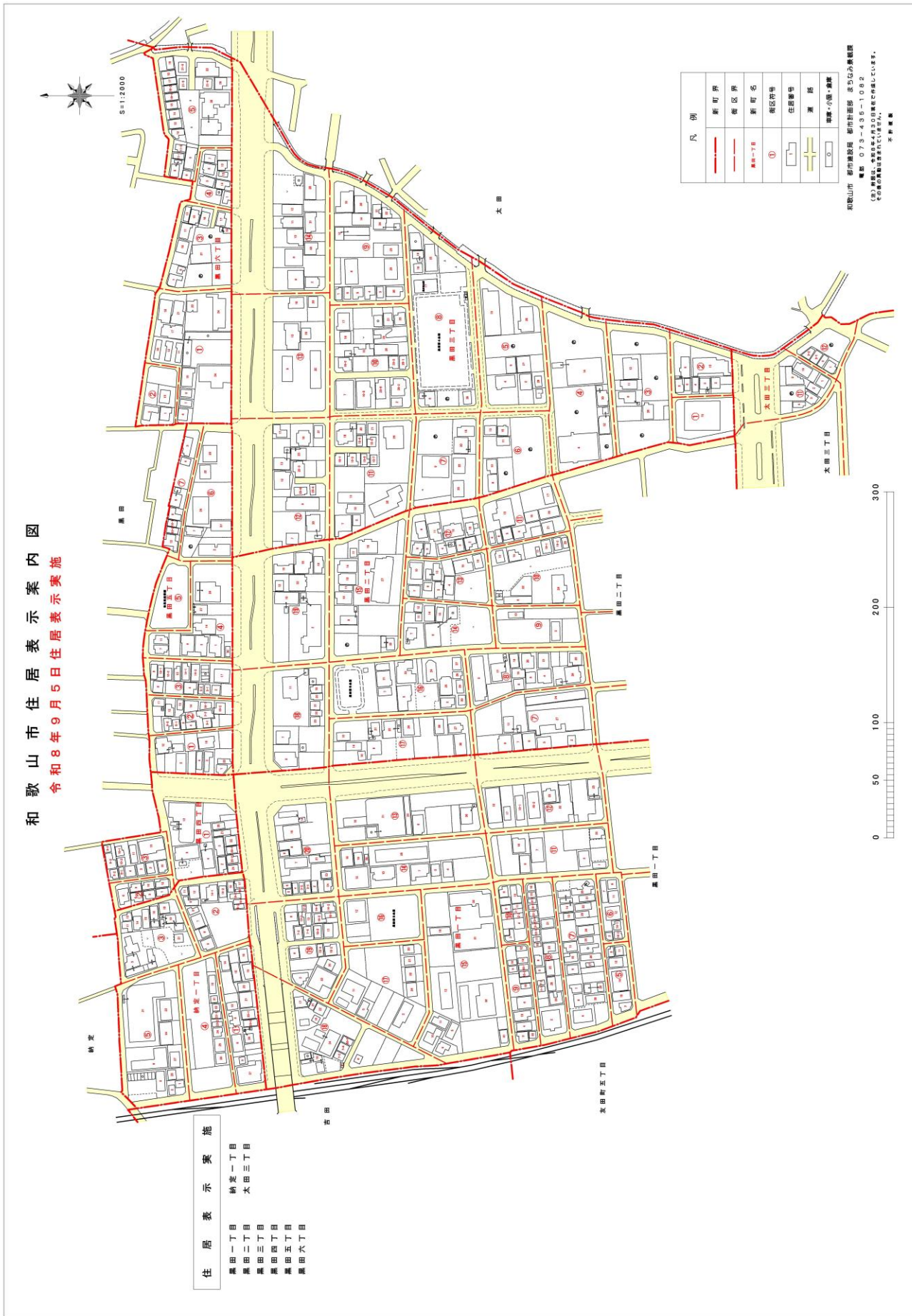
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を定めたので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 実施区域 和歌山市黒田、納定、吉田及び太田の各一部
- 2 実施期日 令和8年9月5日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号 別紙住居表示案内図のとおり

和歌山市住居表示案内図  
令和8年9月5日住居表示実施



**住居表示実施**

大田一丁目  
 大田二丁目  
 大田三丁目  
 大田四丁目  
 大田五丁目  
 大田六丁目

凡例

	新町界
	旧区界
	新町名
	旧区名等
	住居番号
	道路
	橋脚・小橋・渡渉

和歌山市 都市建設部 まちづくり課編纂  
 電話 073-430-1002  
 (注) 詳細は住居表示実施要領を参照してください。  
 変更履歴

（令和8年7月1日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番  
和歌山市上野字平原ノ段518番14
- 2 筆界案を確認することができる場所  
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課  
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階  
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者  
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者  
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年7月1日揭示済）

市有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 入札に付する事項 市有財産（土地）売却

所在、地番	地目	地積	最低入札 予定価格
和歌山市杭ノ瀬84番3	宅地	1,683.39 m <sup>2</sup>	32,300,000 円
備考：現状有姿のままでの売却。把握できていない地下埋設物が存在する可能性があります。			

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の目的に則り、杭ノ瀬地域において部落差別の解消の推進に寄与する事業に協力した者」等の個人とし（親族2人以上の連名による入札参加も可能とします。）、次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 法人
- (2) 市税等を滞納している者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する和歌山市職員
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するもの。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

3 契約条項を示す期間及び場所

期間 令和8年7月1日（水）から同年7月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所本庁舎8階 住宅管理課

4 参加申込みの受付

期間 令和8年7月16日（木）から同年7月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所本庁舎8階 住宅管理課

5 入札執行の日時及び場所

日時 令和8年9月25日（金） 午前10時00分

場所 杭ノ瀬文化会館（和歌山市杭ノ瀬76-7）

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上に相当する額を入札保証金として納付すること。

落札者は、契約締結時までには落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約締結時までには落札金額を全額納付する場合契約保証金は不要とする。

7 入札に参加する者に必要な資格のない者のした契約の申込みの効力に関する事項  
無効とする。

8 入札に関する条件に違反した契約の申込みの効力に関する事項  
無効とする。

9 契約の締結についての議会の議決の要否  
否

10 契約書の作成の要否  
要

11 郵便による入札書の提出の可否  
否

11 その他

詳細は市有地売払い案内による。

（令和8年7月1日揭示済）

消防局訓令第6号

和歌山市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月1日

和歌山市消防局長 西 本 和 人

和歌山市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市消防署の組織に関する規程（昭和41年消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中消防署南分署宮前出張所の項中「手平6丁目102番9」を「手平6丁目6番18号」に改める。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

（令和8年7月1日揭示済）